

第2編

第1部 制度の概要及び基礎統計

IV 社会福祉

1 老人福祉

(1) 在宅福祉対策

(1) 在宅福祉対策

事業名	事業の概要
<ul style="list-style-type: none"> 要介護老人対策 <ul style="list-style-type: none"> 老人家庭奉仕員派遣事業 老人日常生活用具給付等事業 ショート・ステイ事業 デイ・サービス事業 痴呆性老人処遇技術研修事業 在宅福祉対策 <ul style="list-style-type: none"> 高齢者サービス総合調整推進費 老人クラブ活動等社会参加促進事業 <ul style="list-style-type: none"> 老人クラブ助成事業 老人クラブ助成事業 老人クラブ社会参加モデル推進事業 生きがいと創造の事業 高齢者能力開発情報センター運営助成 都道府県高齢者総合相談センター運営 全国老人クラブ連合会助成費 <ul style="list-style-type: none"> 全国老人クラブ連合会助成費 老人クラブ活動等活動推進員設置事業 	<p>ねたきり老人等が日常生活を営むのに支障がある者に派遣 * 家庭奉仕員数 25,305人</p> <p>ねたきり老人等の日常生活を容易にするための日常用具を給付又は貸与(低所得世帯に限る。) * 給付(レンタル)品目【特殊寝台(レンタル可)、マットレス、エアバット、便座(便器)、浴槽、湯沸器、特殊尿器、火災警報器、自動消火器、入浴担架、体位変換器、老人用電話(貸与)】</p> <p>ねたきり老人等を介護する者が疾病等により一時的に介護が困難になった場合及び介護疲れによる休養等(自己負担)の場合に特別養護老人ホーム等で保護 * 対象人員 40,604人</p> <p>虚弱老人等をデイ・サービスセンターに通所させ、入浴、給食、日常動作訓練等各種のサービスを提供するとともに、ねたきり老人等の居室まで訪問して、入浴、給食、洗濯のサービスを提供 * 実施箇所数 410か所</p> <p>痴呆性老人処遇技術研修施設(特別養護老人ホーム)を指定し、家族等の実践研修を実施 * 指定箇所数 57か所</p> <p>個々の老人のニーズに見合った最も適切なサービスを提供するため、福祉、保健医療等の各施策の実施機能の一元化を図る</p> <p>老人クラブが行う各種の地域福祉活動事業等に対する助成 * 老人クラブ数 128,140クラブ * 会員数 8,175,259人</p> <p>都道府県老人クラブ連合会が健康づくり活動、社会参加活動、生産活動等を行う老人クラブ等を指定し、指導評価等を行う</p> <p>老人クラブ活動の一環として行う陶芸、園芸、木工などの生産活動に対する助成 * 実施箇所数 40か所</p> <p>おおむね65歳以上の者に対し、その希望と能力に応じた適切な仕事の斡旋等を行う * 実施箇所数 A型 63か所 B型 70箇所</p> <p>高齢者世帯の日常生活において直面する困りごと等に対応できる総合的相談体制の確立を図る * 実施箇所数 15か所</p> <p>都道府県老人クラブ連合会、市町村老人クラブ連合会に対する指導等のための助成</p> <p>都道府県老人クラブ連合会に対する老人クラブ等活動推進員のための助成 * 活動推進員数 114人</p>

(注) *印は、昭和62年度の予算上の人員、か所数である。

第2編

第1部 制度の概要及び基礎統計

IV 社会福祉

1 老人福祉

(2) 施設福祉対策

(2) 施設福祉対策

事業名		事業の概要	
施設福祉対策	入所施設	特別養護老人ホーム	(入所要件) 原則として65才以上の者で、身体上又は精神上著しい障害があるため常時介護を必要とし、居宅でこれを受けることが困難な者 ※1,731か所 127,233人
		養護老人ホーム	(入所要件) 原則として65才以上の者で、身体上、精神上又は環境上の理由及び経済的理由により居宅で生活することが困難な者 ※944か所 68,848人
		小規模特別養護老人ホーム(併設型)	(入所要件) 原則として65才以上の者で、身体上又は精神上著しい障害があるため常時介護を必要とし、居宅でこれを受けることが困難な者
		軽費老人ホーム(A型)	(入所要件) 原則として60才以上の者で、身よりがないか、又は家庭の事情で同居できない者で基本利用料の2倍程度以下の収入のある者(ひとり暮らし老人を除く) ※248か所 14,994人
		軽費老人ホーム(B型)	(入所要件) 原則として60才以上の者で、家庭環境、住宅事情等の理由で居宅で生活困難な者(ただし、自炊が原則であるので、これが可能な程度の健康状態であること) ※38か所 1,810人
	(参考)	有料老人ホーム	(入所対象者) 上記老人ホームの入所要件に該当しない者や、公的援助のある施設に入所することを望まない者 ※111か所 10,538人
	利用施設	老人福祉センター	地域の老人に対して、各種の相談に応じるとともに、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与するための利用施設 ※1,826か所
		老人憩の家	地域の老人に対して、教養の向上及びレクリエーション等のための場を与え、もって老人の心身の健康の増進を図ることを目的とする施設 ※3,834か所
		老人休養ホーム	景勝地、温泉地等の休養地において、老人に対して低廉で健全な保養休養の場を与え、もって心身の健康の増進を図ることを目的とする施設 ※67か所
		デイ・サービスセンター	虚弱老人等に対して、入浴、給食、日常動作訓練等各種のサービスを提供し、もってこれらの者の生活の助長、心身機能の維持向上等を図るとともに、その家族の身体的、精神的な負担の軽減を図ることを目的とする施設

(注) 事業の概要の欄の※印は、昭和61年10月1日現在の施設数・定員数

厚生白書(昭和62年版)

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

第2編

第1部 制度の概要及び基礎統計

IV 社会福祉

1 老人福祉

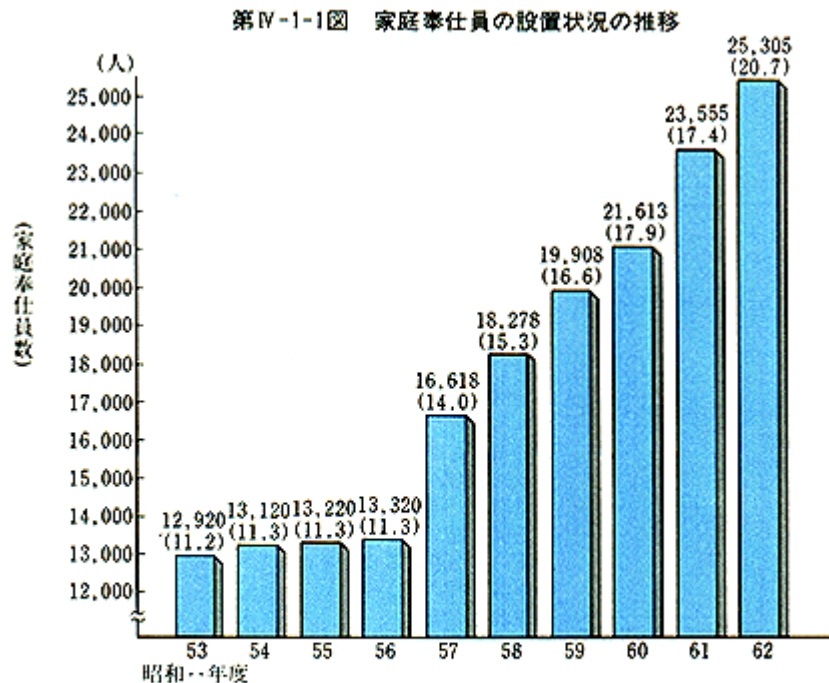
(3) 家庭奉仕員派遣事業

家庭奉仕員派遣事業は、心身上の障害のある老人の家庭を訪問して、食事の世話、衣類の洗濯、家の掃除、生活必需品の買物、通院の手伝い等の日常生活上の世話を行うものであり、在宅老人福祉施策の中核である。

家庭奉仕員の派遣対象は、従来、低所得世帯(所得税非課税世帯)に限定されていたが、中央社会福祉審議会の意見具申を受けて昭和57年10月から所得税課税世帯にも応分の費用負担の下に派遣することにした。非課税世帯については、従来どおり無料で派遣することとした。このような派遣対象の拡大に伴い、昭和61年度においては1,942人、さらに昭和62年度においては1,750人の増員を行った。

また、昭和62年度からは、高齢者の介護ニーズに適切に対応できるよう、原則として家庭奉仕員への採用、登録を希望する者全員に講習会を実施することとした。

第IV-1-1図 家庭奉仕員の設置状況の推移



(注) 1. 対象家庭奉仕員の派遣には老人のほか、身体障害者、心身障害児(者)が含まれている。

2. () 内は、人口10万対比

厚生白書(昭和62年版)

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

第2編

第1部 制度の概要及び基礎統計

IV 社会福祉

1 老人福祉

(4) ショートステイ事業及びデイ・サービス事業

ショートステイ事業及びデイ・サービス事業は、家庭奉仕員派遣事業と並び、在宅老人福祉施策の中心的なものである。

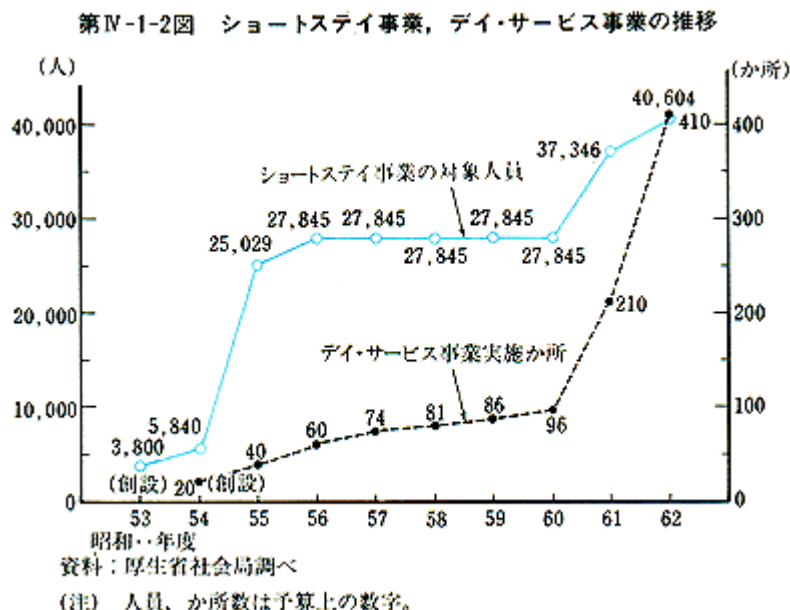
1) ショートステイ事業

この事業は、在宅のねたきり老人等を介護している家族が、疾病、出産、事故等止むを得ない理由(社会的理由)のほか、介護疲れ、旅行等の理由(私的理由)により介護することができない場合に、一週間程度老人ホームでお預かりするものである。

2) デイ・サービス事業

この事業は、在宅の虚弱老人等をデイ・サービスセンターに、送迎し、入浴、給食、日常動作訓練、生活指導等のサービスを提供するとともに、家族等に対し家族介護者教室を行うほか、デイ・サービスセンターを拠点としてねたきり等の老人の居室まで訪問して、入浴、給食、洗濯のサービスを提供するものである。

第IV-1-2図 ショートステイ事業、デイ・サービス事業の推移



(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

第2編

第1部 制度の概要及び基礎統計

IV 社会福祉

1 老人福祉

(5) シルバーサービス

有料老人ホーム、在宅ケアサービス等のシルバーサービスを健全育成するとともに高齢者保護の観点からシルバーサービス振興指導室において、民間事業者等によるシルバーサービスについて、必要な指導等を行っている。また、シルバーサービスを提供する事業を行う企業等の連絡調整体制を確立し、その質の向上と充実を図るとともに、利用者等に対する情報提供等を行い、もって高齢者の福祉の増進に寄与することを目的として社団法人シルバーサービス振興会(会員150社、準会員7団体)が設立され(昭和62年3月)シルバーサービスを提供する事業者の倫理綱領の検討、シルバーサービスの質の確保、向上等その在り方についての調査研究及びシルバーに関する情報の収集等の活動を行っている。

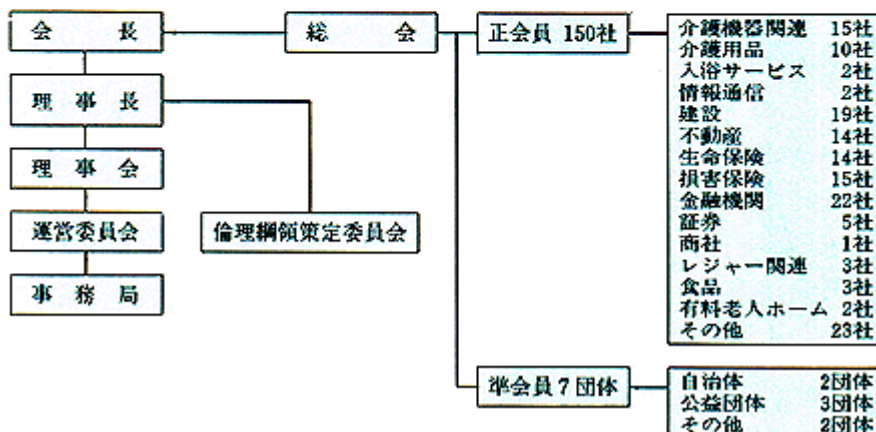
社団法人シルバーサービス振興会の概要

社団法人シルバーサービス振興会の概要

(1) 事業

- ① シルバーサービスの質的向上に必要な研究及び指導
- ② シルバーサービスに関する調査
- ③ シルバーサービスに関する情報提供
- ④ 行政機関、その他関係団体との連携及びシルバーサービスの育成等に関する提言
- ⑤ シルバーサービスに関する国際交流
- ⑥ その他の事業

(2) 組織



第2編

第1部 制度の概要及び基礎統計

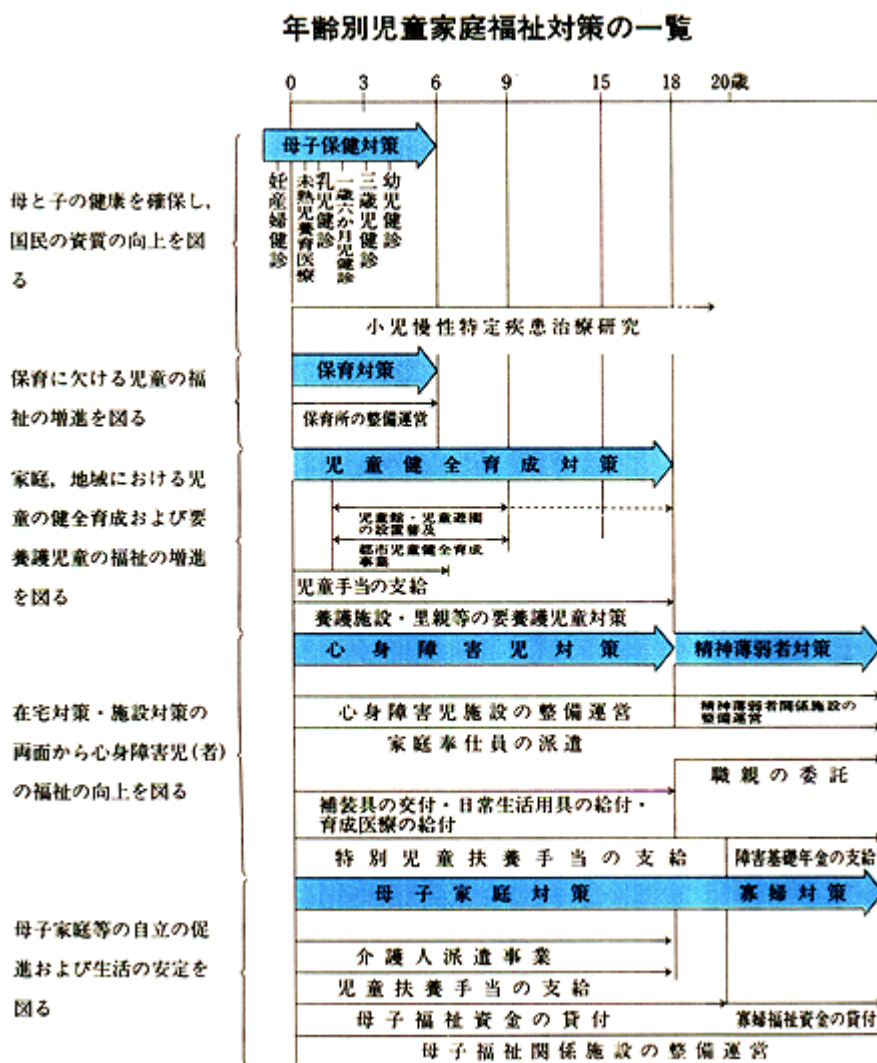
IV 社会福祉

2 児童と家庭

(1) 概要

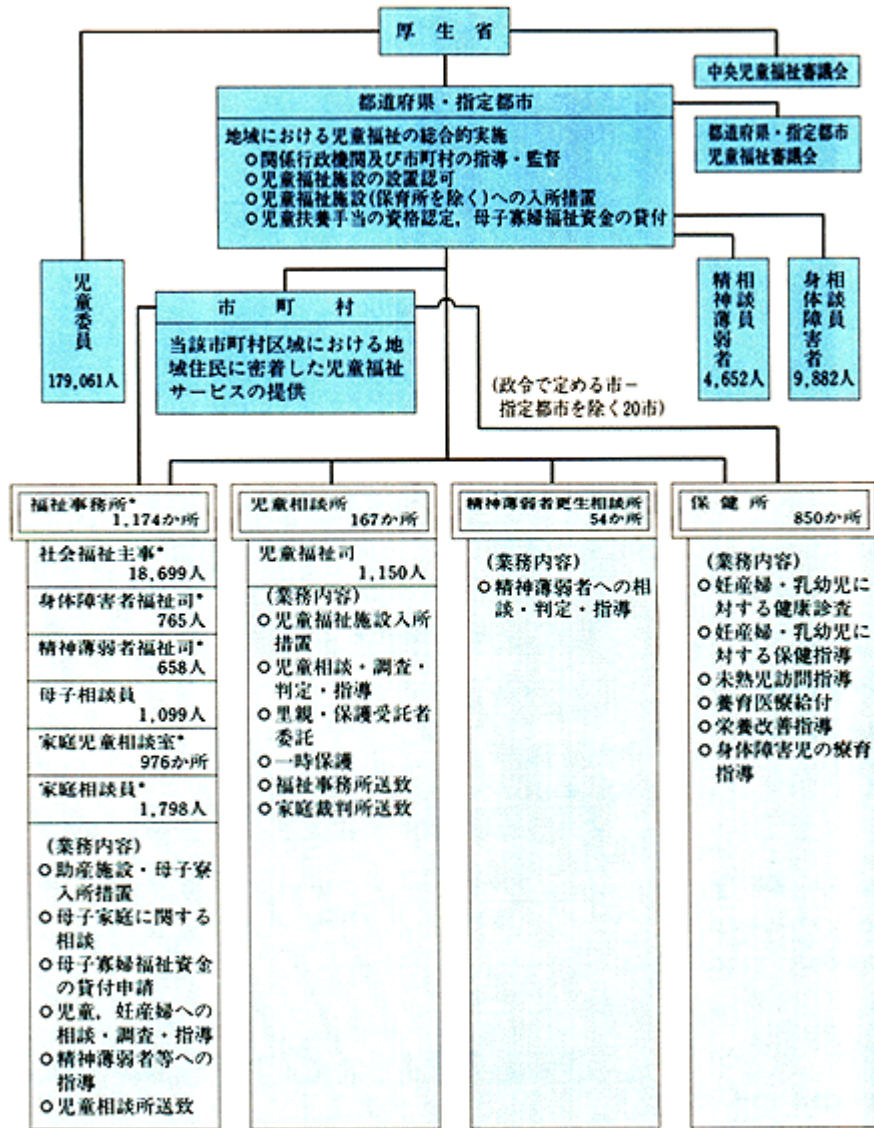
児童福祉の理念は、児童のより良い生活を保障するとともに、将来の社会を担う児童を心身ともに健全に育成することにある。

年齢別児童家庭福祉対策の一覧



児童福祉行政の機構図

児童福祉行政の機構図



(注) 施設数及び人員は61年度末の数字である。ただし、※を付した数字は61年6月1日現在、児童相談所、児童福祉司の数は62年5月1日現在のものである。

第2編

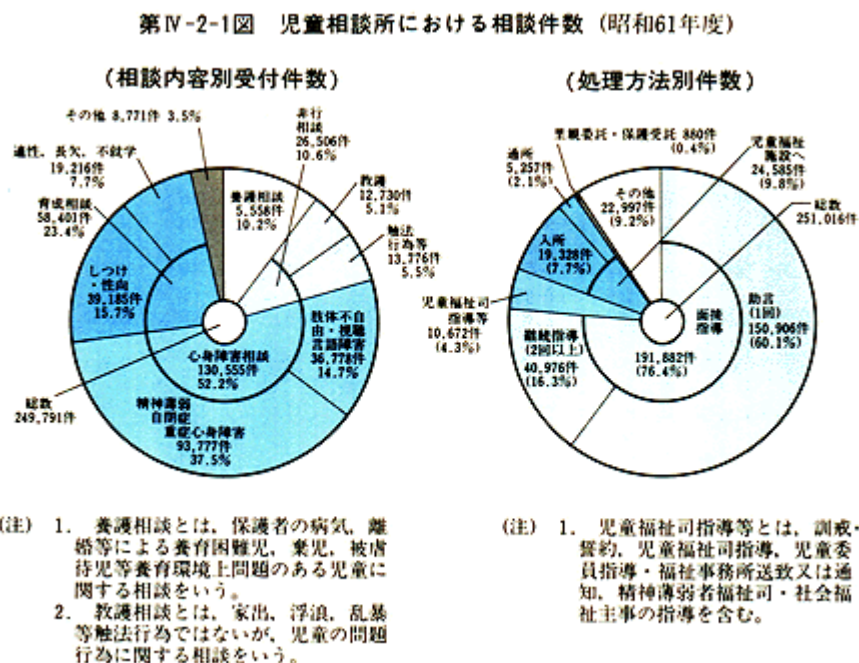
第1部 制度の概要及び基礎統計

IV 社会福祉

2 児童と家庭

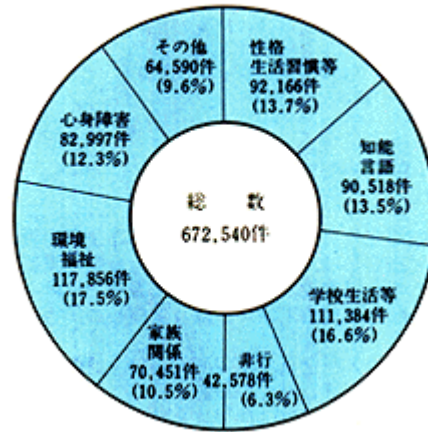
(2) 児童相談所・家庭児童相談室

第IV-2-1図 児童相談所における相談件数(昭和61年度)



第IV-2-2図 家庭児童相談室における相談件数(昭和61年度)

第IV-2-2図 家庭児童相談室における相談件数(昭和61年度)



資料：厚生省統計情報部「社会福祉行政業務報告」

第2編

第1部 制度の概要及び基礎統計

IV 社会福祉

2 児童と家庭

(3) 児童福祉施設

第IV-2-3表 児童福祉施設の状況

第IV-2-3表 児童福祉施設の状況 (昭和61年10月1日現在)

種 類	施 設 の 機 能	施設数	入所定員	入所人員	従事者数
		か所	人	人	人
児童福祉施設		33,297	2,148,505	1,887,925	382,058
助産施設	妊産婦を入所させ、助産を受けさせる	733	5,846	-	39,043
乳児院	乳児を入院させ、養育する	122	4,057	2,885	3,603
母子寮	母子を入所させ、保護指導する	343	6,901	14,477	1,977
保育所	保育に欠ける乳幼児を保育する	22,879	2,049,821	1,808,303	305,560
養護施設	保護者がいないなど家庭に恵まれない児童を入所させ、養育する	538	34,877	30,211	12,070
心身障害児施設	心身障害児を入所させ、独立自活に必要な指導を行う	826	52,122	41,760	32,908
虚弱児施設	身体の虚弱な児童を入所させ、健康増進を図る	34	2,057	1,684	801
情緒障害児短期治療施設	軽度の情緒障害を有する12歳未満の児童を治療する	11	550	432	266
教護院	不良行為などを行った児童を入所させ、生活指導・学習指導等を通じてその自立を図る	57	5,021	2,650	1,880
児童館	集会室、遊戯室等を設け、児童の健全育成を図る	3,596	-	-	15,265
児童遊園	広場、遊具等を設け、児童の健全育成を図る	4,158	-	-	7,728
精神薄弱者援護施設		1,221	72,085	70,355	33,210
精神薄弱者更生施設	18歳以上の精神薄弱者を入所させ、指導訓練を行う	800	52,724	51,760	25,627
精神薄弱者授産施設	18歳以上の精神薄弱者を入所させ、主として職業指導を行う	421	19,361	18,595	7,583
母子福祉施設		88	-	-	565
母子福祉センター	母子家庭に対して各種の相談、指導を行う	60	-	-	280
母子休養ホーム	母子家庭のレクリエーション等休養のための施設	28	-	-	285
母子保健施設		629	-	-	
母子健康センター	母子保健に関する各種の相談・指導を行う	629	-	-	

資料：厚生省統計情報部「社会福祉施設調査」及び厚生省児童家庭局調べ
 (注) 1. 心身障害児施設とは、精神薄弱児施設、自閉症児施設、精神薄弱児通園施設、盲児施設、ろうあ児施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由児施設、肢体不自由児通園施設、肢体不自由児療護施設、重症心身障害児施設を一括したものである。
 2. 児童福祉施設の入所定員及び入所人員は、助産施設及び母子寮を除く施設につき、それぞれ、合計したものである。
 また、母子寮の入所定員は世帯数を計上している。
 3. 母子健康センターについては、昭和62年3月末日現在である。

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

第2編

第1部 制度の概要及び基礎統計

IV 社会福祉

2 児童と家庭

(4) 保育対策

全国的にみれば量的には保育所はほぼ充足しており、近年は人口急増地域等への対応、及び多様化する保育需要(延長保育、夜間保育、障害児保育等)への対応(質的充実)が進められている。

第IV-2-4表 保育所の状況

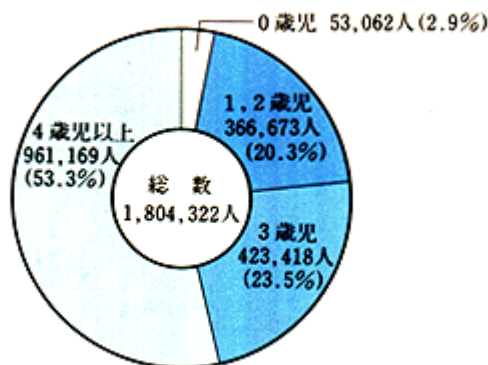
第IV-2-4表 保育所の状況

年 度	保 育 所 数			保育所入所定員 (人)	保育所措置人員 (人)
	総 数 (か所)	公 営 (か所)	私 営 (か所)		
昭和50年度	18,009	11,387	6,622	1,676,720	1,561,397
55	21,960	13,275	8,685	2,128,190	1,940,793
56	22,442	13,453	8,989	2,163,970	1,922,592
57	22,684	13,561	9,123	2,167,401	1,891,430
58	22,854	13,623	9,231	2,148,984	1,858,351
59	22,881	13,602	9,279	2,115,491	1,810,151
60	22,899	13,600	9,299	2,081,126	1,770,466
61	22,877	13,573	9,304	2,050,462	1,737,856
62	22,835	13,522	9,313	2,026,728	1,709,826

資料：厚生省統計情報部「社会福祉行政業務報告」

第IV-2-5図 年齢別保育所措置状況(昭和62年3月1日現在)

第IV-2-5図 年齢別保育所措置状況(昭和62年3月1日現在)



資料：厚生省統計情報部「社会福祉行政業務報告」

第IV-2-6表 夜間保育・延長保育・障害児保育の推移(各年度末現在)

第IV-2-6表 夜間保育・延長保育・障害児保育の推移(各年度末現在)

年 度	56	57	58	59	60	61
夜 間 保 育(か所数)	4	9	12	17	19	25
延 長 保 育(か所数)	71	162	205	297	372	370
障害児保育(国庫補助対象人員)	2,618	2,992	3,367	3,743	3,993	4,493

資料：厚生省児童家庭局調べ

第2編

第1部 制度の概要及び基礎統計

IV 社会福祉

2 児童と家庭

(5) 児童の健全育成対策

(5) 児童の健全育成対策

子供を健やかに育てるための環境づくり	<ul style="list-style-type: none">・場の提供——児童館・児童遊園等の整備 社会福祉施設の園庭開放・遊び活動の充実——中央児童福祉協議会による優れた児童文化財の推薦・児童劇巡回事業・地域組織活動の育成——母親クラブ・児童育成クラブ等の強化・助成・相談事業——児童相談所・家庭児童相談室・子ども家庭相談事業・すこやかテレホン事業・乳幼児健全育成事業
養護に欠ける児童の保護	<ul style="list-style-type: none">・乳児院・養護施設への入所・里親等への委託
非行等の防止・保護・指導	<ul style="list-style-type: none">・各種相談事業・教護院・情緒障害児短期治療施設への入所

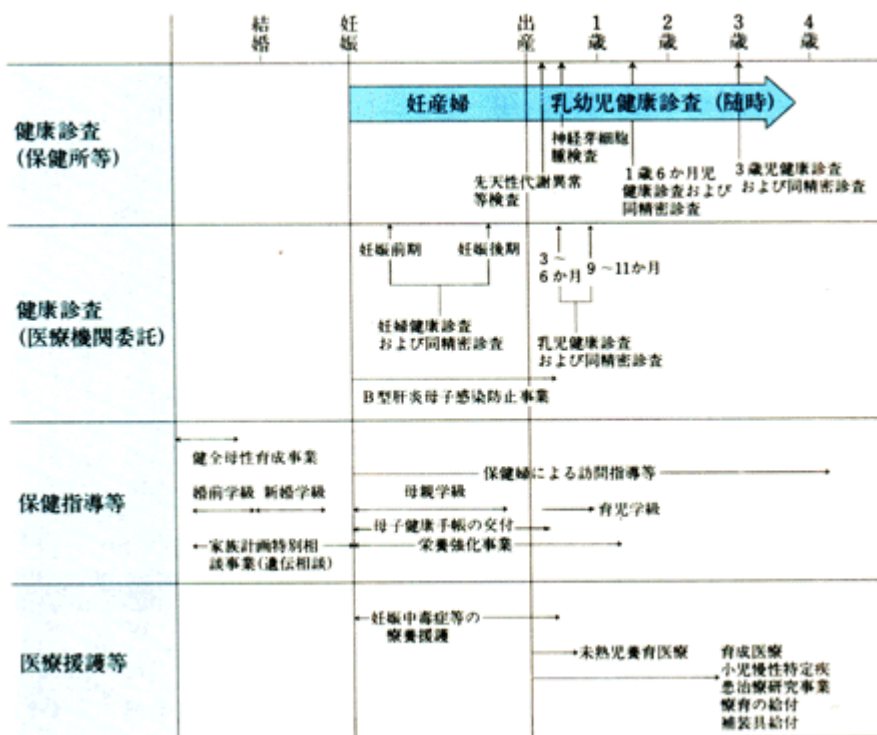
第2編

第1部 制度の概要及び基礎統計

IV 社会福祉

2 児童と家庭

(6) 母子保健対策



第IV-2-7表 先天性代謝異常検査等実施状況

第IV-2-7表 先天性代謝異常検査等実施状況

	年 度	出生数 (A) 人	受診者数 (B) 人	受診率 (B/A)%	患者数 (C) 人	発見率 (C/B)
先天性代謝異常検査 (昭和52年度～)	52～59	12,651,279	10,752,508	85.0	1,800	1/ 6,000
	60	1,420,701	1,416,137	99.7	218	1/ 6,500
	61	1,374,666	1,372,583	99.8	179	1/ 7,700
	総 数	15,446,646	13,541,228		2,197	1/ 6,200
クレチン症検査 (昭和54年度～)	54～59	9,207,679	7,429,073	80.7	932	1/ 8,000
	60	1,420,701	1,417,224	99.8	219	1/ 6,500
	61	1,374,666	1,372,171	99.8	233	1/ 5,900
	総 数	12,003,046	10,218,468		1,384	1/ 7,400
神経芽細胞腫検査 (昭和59年度～)	59	1,469,923	124,870	8.5	3	1/41,600
	60	1,420,701	834,536	58.7	59	1/14,100
	61	1,374,666	997,643	72.6	79	1/12,600
	総 数	4,265,290	1,957,049		141	1/13,900

資料：厚生省児童家庭局調べ

(注) 出生数については、昭和52年度～60年度は人口動態統計(確定数)、61年度は人口動態統計(概数)による。

第IV-2-8表 小児慢性特定疾患治療研究事業の対象疾患及び給付人数

第IV-2-8表 小児慢性特定疾患治療研究事業の対象疾患及び給付人数

区 分	対 象 疾 患 及 び 実 施 年 度			給 付 人 数 (実人数)			
	入 通 院 の 別		対 象 年 齢 18 歳 未 満 を 20 歳 未 満 まで 延 長	昭 和	59	60	61
	入 院	通 院		58 年 度			
悪 性 新 生 物	46	54	59	13,894	15,005	16,201	17,686
慢 性 腎 疾 患	47	—	51	11,735	11,090	10,759	10,862
ぜ ん そ く	47	—	54	8,571	8,926	9,638	10,102
慢 性 心 疾 患	49	—	51	7,507	6,954	8,085	8,741
内 分 泌 疾 患	49	クレチン症43年度 下垂体性小人症53年度 思春期早発発症57年度 その他58年度	一部対象 (下垂体性小人症 55年度)	7,197	11,568	13,961	16,803
膠原病	49	一部対象 (若年性関節リウマチ 56年度)	52	3,978	3,804	4,807	5,052
糖 尿 病	49	49	—	4,244	4,421	4,812	5,054
先天性代謝異常	43	43	—	4,492	4,955	5,301	5,869
血友病等血液疾患	44	44	52	5,458	6,017	5,775	5,691
			計	67,076	72,740	79,339	85,860

資料：厚生省児童家庭局調べ

(注) 本事業は、原則として18歳未満の児童で入院治療を必要とするものを対象者としている。

第2編

第1部 制度の概要及び基礎統計

IV 社会福祉

2 児童と家庭

(7) 母子家庭等

第IV-2-9表 母子家庭等になった理由別世帯数及び構成割合(昭和58年8月1日現在)

第IV-2-9表 母子家庭等になった理由別世帯数及び構成割合 (昭和58年8月1日現在)

	総 数	死 別			離 別			
		総 数	病 死	その他 の死別	総 数	離 婚	遺棄生 死不明	その他
母子家庭	世帯 718,100 (100.0)	259,300 (36.1)	201,600 (28.1)	57,700 (8.0)	458,700 (63.9)	352,500 (49.1)	40,600 (5.7)	65,600 (9.1)
寡 婦	人 1,565,000 (100.0)	1,146,000 (73.2)	1,007,000 (64.3)	140,000 (8.9)	419,000 (26.8)	357,000 (22.8)	20,000 (1.3)	42,000 (2.7)
父子家庭	世帯 167,300 (100.0)	66,900 (40.0)	59,600 (35.6)	7,300 (4.4)	100,500 (60.1)	90,700 (54.2)	5,400 (3.2)	4,400 (2.6)

資料：厚生省児童家庭局「全国母子世帯等調査」(昭和58年度)

(注) 1. ()内は、構成割合(%)を示す。

- 母子家庭：現に児童(20歳未満)を扶養している配偶者のない女子と児童のいる家庭
- 寡 婦：児童(20歳未満)を扶養していない30歳以上65歳未満の配偶者のない女子(但し、未婚の者を除く。)
- 父子家庭：現に児童(20歳未満)を扶養している配偶者のない男子と児童のいる家庭

母子及び寡婦福祉対策

母子及び寡婦福祉対策

経済的援助	手当、年金の給付 { 死別-遺族年金、遺族基礎年金 { 生別-児童扶養手当 資金の貸付(母子福祉資金、寡婦福祉資金)
雇用促進	母子家庭及び寡婦自立促進対策事業 売店等の設置の許可 たばこ小売人の優先指定
住 宅	公営住宅への配慮
生活指導等	母子寮 母子福祉センター 母子休養ホーム 母子相談員 母子家庭等介護人派遣事業
税 制	寡婦控除 (所得税25万円、住民税24万円) 非課税限度額 (住民税100万円)

児童扶養手当

児童扶養手当

目的	離婚等により父がいない母子家庭の生活の安定と自立の促進に寄与することにより、児童の福祉の増進を図ること。	
受給者	父母の離婚等により父と生計を同じくしない18歳未満（一定の障害のある場合は20歳未満）の児童を監護養育している母又はその他の者	
手当額（月額） （昭和62年4月～）	児童1人の場合	33,900円
	児童2人の場合	38,900円
	3人以上児童1人の加算額	2,000円
所得制限	受給者の前年の年収171万6千円未満（2人世帯） （171万6千円以上312万5千円未満の場合は、11,200円につき支給停止）なお、孤児等を養育する養育者については、前年の年収781万円未満（2人世帯）	
支給方法	受給資格者の申請に基づき、都道府県知事が認定し、金融機関を通じて年3回（4月、8月、12月）支払う。 （ただし、昭和60年7月以前の認定を受けた受給資格者については、国が郵便局を通じて支払う。）	
支給状況 （昭和61年度末）	受給者数	634,197人
	支給理由別内訳	
	離婚	502,770人
	死別	28,537人
	未婚の母子	33,882人
	父障害	14,945人
	遺棄	41,931人
	その他	12,132人

父子福祉対策

父子福祉対策

住 宅	公営住宅への配慮
生活指導等	児童相談所等における相談指導 父子家庭介護人派遣事業 その他
税 制	寡夫控除 ・子ども（所得が基礎控除(33万円)以下の者）を有する父子家庭の父であって所得が300万円以下の者 ・控除額 所得税25万円 住民税24万円

第2編

第1部 制度の概要及び基礎統計

IV 社会福祉

2 児童と家庭

(8) 児童手当制度

支給対象児童	・第二子以降の児童
支給期間	・義務教育就学までの期間（小学校入学まで）ただし、就学猶予及び免除者は、その猶予又は免除された期間、支給。
手当額	・第二子：月額2,500円 第三子以降：月額5,000円
所得制限	・老齢福祉年金の本人所得制限並〔昭和61年度～65年度〕 (62年度：6人世帯収入ベース416.4万円)
特例給付	・所得制限強化により、手当を受けられなくなるサラリーマンについて、全額事業主負担による児童手当と同額の給付(昭和61年度～65年度)
費用負担	・サラリーマン分 事業主：7/10、国：2/10、地方：1/10 ・自営業者分 国：2/3、地方：1/3 ・特例給付分 事業主：10/10

第IV-2-10表 児童手当支給状況(昭和61年度)

第IV-2-10表 児童手当支給状況(昭和61年度)

	受給者数	算定基礎児童数	支給額
	人	人	千円
総数	2,961,714	3,296,048	160,400,540
うち特例給付	1,229,817	1,307,377	55,680,322
被用者	1,609,516	1,743,264	78,731,761
うち特例給付	894,885	948,335	40,747,106
非被用者	934,293	1,101,323	62,874,585
公務員	417,905	451,461	18,794,194
うち特例給付	334,932	359,042	14,933,216

資料：厚生省児童家庭局「昭和61年度児童手当事業年報」

(注) 受給者数及び算定基礎児童数は、昭和62年2月末現在のものである。

算定基礎児童数とは、手当の支給対象となる児童の数である。

厚生白書(昭和62年版)

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

第2編

第1部 制度の概要及び基礎統計

IV 社会福祉

3 心身障害者福祉

心身障害者に対する施策には、在宅サービス、施設サービスとがあるが、その目的とするところは、心身障害者のハンディキャップをできる限り軽減し、一般の人々と同様の生活を享受できるようにすることにある。

第2編

第1部 制度の概要及び基礎統計

IV 社会福祉

3 心身障害者福祉

(1) 身体障害者

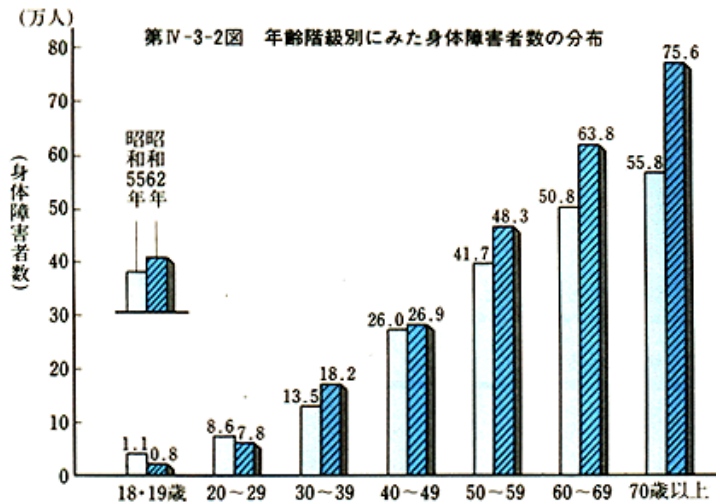
第IV-3-1表 障害の種類・程度別身体障害者数と構成割合

第IV-3-1表 障害の種類・程度別身体障害者数と構成割合

	実 数 (千人)								構 成 割 合 (%)							
	総数	1級	2級	3級	4級	5級	6級	不明	総数	1級	2級	3級	4級	5級	6級	不明
55年2月 ('80)	1,997	293	355	337	381	285	244	101	100.0	14.8	17.9	17.0	19.3	13.4	12.4	5.1
62年2月 ('87)	2,413	475	448	408	458	326	236	62	100.0	19.7	18.6	16.9	19.0	13.5	9.8	2.6
62年/55年 (%)	122.1	162.1	126.2	121.1	120.2	123.0	96.7	61.4	100.0	—	—	—	—	—	—	—
62年内訳																
視覚障害者	307	107	66	30	23	30	44	8	100.0	34.9	21.5	9.8	7.5	9.8	14.3	2.6
聴覚障害者	354	28	90	65	66	2	91	12	100.0	7.9	25.4	18.4	18.6	0.6	25.7	3.4
肢体不自由者	1,460	186	291	246	308	294	100	33	100.0	12.7	19.9	16.9	21.1	20.1	6.8	2.3
内部障害者	292	154	1	67	60	—	—	10	100.0	52.7	0.3	22.9	20.5	—	—	3.4
(再掲)重複障害者	156	55	37	25	15	10	4	10	100.0	35.3	23.7	16.0	9.6	6.4	2.6	6.4

資料：厚生省社会局「身体障害者実態調査」

第IV-3-2図 年齢階級別にみた身体障害者数の分布



資料：厚生省社会局「身体障害者実態調査」

1) 身体障害者対策の概要

① 身体障害者福祉対策の概要

事業名	事業の概要	備考	
ハンディキャップ軽減のための施策	更生医療の給付 補装具の交付, 修理	身体上の障害を軽くしたり取り除いたりするための医療(昭和61年度給付件数61,508件) 身体上の障害を補うための用具の交付, 修理(昭和61年度交付件数241,867件, 修理件数39,869件)	都道府県知事等が指定する医療機関に委託 都道府県知事等が業者に委託
健康の保持増進のための施策	診査, 更生相談 在宅重度障害者訪問診査	身体障害者の認定を行ったり, 医療, 生活, 職業等の各種福祉相談に応ずる。 歩行困難な在宅の重度障害者の家庭を訪問して, 必要な診査, 更生相談を行う。	身体障害者更生相談所と共同で実施
社会参加と自立のための施策	「障害者の住みよいまち」づくり 社会参加促進事業 在宅障害者アイ・サービス事業	障害者の住みよいまちづくりを推進するため, 生活環境の改善, 福祉サービスの体系的実施, 心身障害児の早期療育の推進, 市民啓発の各事業を総合的に実施する。 身体障害者の社会参加を促進するため, 都道府県が身体障害者相談員, 身体障害者福祉団体等の協力を得て行う事業 就労が困難な在宅身体障害者が通所して創作的活動, 機能訓練等を行うことにより, その自立を助長し, 生きがいを高める。	人口5万以上の市町村に対し計画的に実施 昭和62年度50市 原則として人口10万以上の市(身障福祉センター)で実施
日常生活に対する援助のための施策	特別障害者手当等の支給 日常生活用具の給付等 家庭奉仕員の派遣 在宅重度身体障害者ショートステイ事業	在宅の重度障害者で, 日常生活において常時特別の介護を要する状態にある者に対する, 特別障害者手当等の支給事業。 重度障害者が自力で日常生活を営めるよう洋式の浴そう, 便器, 盲人用テープレコーダー等の支給及び福祉電話の貸与等を行う。 日常生活を営むのに著しく支障のある身体障害者の家庭を訪問して家事, 介護, 助言指導を行う。 重度身体障害者を介護している家族が病気等によって家庭における介護が困難な場合施設に一時保護する。	特別障害者手当 月額20,900円(昭和62年4月より) 障害児福祉手当 月額11,650円(昭和62年4月より)
障害別福祉施策		点字図書, 声の図書の製作・貸出, 手話通訳指導者の養成・研修, 身体障害者自助具等展示あつ旋	社会福祉法人等に委託
その他の制度による施策		税の減免, 旅客鉄道の旅客運賃割引, 有料道路の通行料金の割引等	

2) 身体障害者福祉対策の概要

② 身体障害者福祉対策の概要

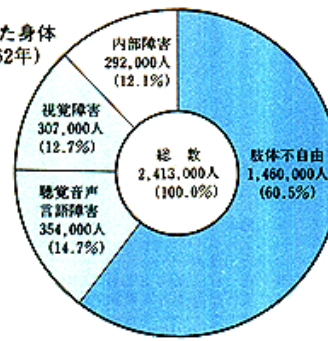
事業名		事業の概要
施設福祉対策	更生施設	肢体不自由者更生施設 肢体不自由者を入所させて、その更生に必要な治療及び訓練を行う。(45か所、2,165人)
		視覚障害者更生施設 視覚障害者を入所させて、その更生に必要な知識、技能及び訓練を与える。(16か所、1,674人)
		聴覚・言語障害者更生施設 聴覚・言語障害者を入所させて、その更生に必要な指導及び訓練を行う。(3か所、175人)
		内部障害者更生施設 内臓に障害のある者を入所させて、医学的管理の下に、その更生に必要な指導及び訓練を行う。(14か所、717人)
		重度身体障害者更生援護施設 重度の身体障害者を入所させ、その更生に必要な治療及び訓練を行う。(56か所、3,831人)
	生活施設	身体障害者療護施設 身体障害者であって常時の介護を必要とするものを入所させて、治療及び養護を行う。(178か所、11,100人)
		身体障害者福祉ホーム 低額な料金で、身体上の障害のため家庭において日常生活を営むのに支障のある身体障害者に対し、その日常生活に適するような居室その他の設備を利用させるとともに、日常生活に必要な便宜を与える。
	作業施設	身体障害者授産施設 身体障害者で雇用されることの困難な者又は生活に困窮する者等を入所させ、必要な訓練を行い、かつ、職業を与え自活させる。(88か所、4,604人)
		重度身体障害者授産施設 重度の身体障害者で雇用されることの困難な者又は生活に困窮する者等を入所させ、必要な訓練を行い、かつ、職業を与え自活させる。(110か所、6,896人)
		身体障害者通所授産施設 身体障害者授産施設の通所型(74か所、1,767人)
		身体障害者福祉工場 重度身体障害者で作業能力はあるが、職場環境、交通事情等のため一般企業に雇用されることの困難な者に職場を与え、健全な社会生活を営ませる。(23か所、1,365人)
	地域利用施設	身体障害者福祉センター 地域の身体障害者に対して各種の相談に応ずるとともに、健康の増進、教養の向上、スポーツ、レクリエーション、機能回復訓練及び保健休養等の事業を行い、又はこれらに必要な便宜を提供する。(158か所)
		障害者更生センター 障害者とその家族が気軽に宿泊、休養し、各種の相談、レクリエーション等を通して相互の親睦を深める。(8か所)
		補装具製作施設 無料又は低額な料金で、補装具の製作又は修理を行う。(34か所)
		点字図書館 無料又は低額な料金で、点字刊行物及び盲人用の録音物を盲人の利用に供する。(73か所)
点字出版施設 無料又は低額な料金で、点字刊行物を出版する。(12か所)		
	盲人ホーム あん摩師免許、はり師免許又はきょう師免許を有する盲人であって自営し、又は雇用されることの困難なものに対し施設を利用させるとともに、必要な技術の指導を行う。(29か所)	
	進行性筋萎縮症者の援護 進行性筋萎縮症者の治療、訓練等のため国立療養所及び社会福祉法人等医療機関に委託して行う。	

資料：厚生省統計情報部「社会福祉施設調査」

(注) 事業の概要の欄の()内は昭和61年10月1日現在の施設数、定員

第IV-3-3図 障害の種類別に応じた身体障害者数(昭和62年)

第IV-3-3図 障害の種類別に見た身体障害者数 (昭和62年)



資料：厚生省社会局「身体障害者実態調査」

第2編

第1部 制度の概要及び基礎統計

IV 社会福祉

3 心身障害者福祉

(2) 心身障害児(者)

1) 全般

精神薄弱児(者)及び18歳未満の身体障害児に対しては、在宅対策、施設対策の両面から種々の福祉施策が行われている。

心身障害児(者)対策一覧

心身障害児(者)対策一覧

	乳幼児期		少年期		成年期(精神薄弱者のみ)		
	0歳	6歳	15歳	18歳	20歳		
在宅対策	発生予防……母子保健対策						
	早期発見	…先天性代謝異常等検査					
		健康診査(乳児, 1歳6か月児, 3歳児, 幼児)					
		保健所・児童相談所等による相談指導					
	早期療育	心身障害児総合通園センター					
		育成医療					
		通園施設					
		(肢体不自由児, 難聴幼児, 精神薄弱児)					
		心身障害児通園事業					
	手当・金	障害児保育					
		特別児童扶養手当の給付			障害基礎年金の給付		
		障害児福祉手当の給付			(経過的福祉手当の給付)		
	福祉サービス	補装具の交付(修理)					
		在宅重度精神薄弱者訪問調査事業					
		日常生活用具の給付					
家庭奉仕員の派遣							
児童相談所・家庭児童相談室(福祉事務所)			精神薄弱者更生相談所・福祉事務所等				
による相談指導							
精神薄弱者相談員, 民生(児童)委員							
民間団体による相談指導							
身体障害者手帳, 療育手帳の交付							
心身障害者扶養保険制度							
施設対策	心身障害児(者)歯科診療事業						
	心身障害児(者)施設地域療育事業						
	精神薄弱者通所援護事業						
	精神薄弱者福祉工場						
	精神薄弱者社会自立促進モデル事業						
	精神薄弱者福祉ホーム						
	精神薄弱者通所寮						
	職親						
	精神薄弱者更生施設(通所)						
	精神薄弱者授産施設(通所)						
施設対策	精神薄弱児施設(自閉症児施設)						
	精神薄弱者更生施設(入所)						
	精神薄弱者授産施設(入所)						
	盲ろうあ児施設						
	肢体不自由児施設						
重症心身障害児施設							
国立療養所進行性筋萎縮症児委託病床							
国立療養所重症心身障害児委託病床							

(注) 心身障害児(者)とは, 身体障害児(18歳未満), 精神薄弱児(18歳未満), 精神薄弱者(18歳以上)及び身体障害と精神薄弱の重複した者(全年齢)を総称する用語である。

第IV-3-4表 心身障害児(者)関係施設の数,定員及び入所児(者)数

第IV-3-4表 心身障害児(者)関係施設等の数、定員及び入所児(者)数

(昭和61年10月1日現在) (単位:か所、人)

	施設数	入所定員	入所人員	従事者数
精神薄弱児施設	319	21,562	18,331	11,553
自閉症児施設	8	380	318	564
精神薄弱児通園施設	215	7,770	6,066	3,463
盲児施設	26	1,322	598	514
ろうあ児施設	23	1,469	412	404
難聴幼児通園施設	25	845	699	362
肢体不自由児施設	73	9,043	6,852	7,100
肢体不自由児通園施設	71	3,000	2,275	1,317
肢体不自由児療護施設	8	425	264	232
重症心身障害児施設	58	6,306	5,945	7,399
国立療養所重症心身障害児委託病床	80	8,080	7,637	—
国立療養所進行性筋萎縮症児委託病床	27	2,140	1,265	—
心身障害児通園事業	192	3,840	—	—
精神薄弱者更生施設(入所)	712	49,634	48,906	24,526
”(通所)	88	3,090	2,854	1,101
精神薄弱者授産施設(入所)	153	9,867	9,623	4,451
”(通所)	268	9,494	8,972	3,132
精神薄弱者通勤寮	90	2,149	2,015	527
精神薄弱者福祉ホーム	24	240	205	55
精神薄弱者通所援護事業	141	—	—	—

資料:厚生省統計情報部「社会福祉施設調査」及び厚生省児童家庭局調べ

第IV-3-6表 等級別身体障害児の状況

第IV-3-6表 等級別身体障害児の状況

	総数	1級	2級	3級	4級	5級	6級	不明
45年10月 (構成比%)	93,800 (100.0)	13,000 (13.9)	18,300 (19.5)	12,200 (13.0)	14,000 (14.9)	8,900 (9.5)	10,300 (11.0)	17,200 (18.3)
62年2月 (構成比%)	92,500 (100.0)	25,300 (27.4)	19,000 (20.5)	20,600 (22.3)	6,600 (7.1)	4,700 (5.1)	2,700 (2.9)	13,600 (14.7)
62年/45年 (%)	98.6	194.6	103.8	168.9	47.1	52.8	26.2	79.1

資料:厚生省児童家庭局「身体障害児実態調査」

2) 身体障害児

第IV-3-5表 障害の種類・年齢階級別にみた身体障害児数と構成割合

第IV-3-5表 障害の種類・年齢階級別にみた身体障害児数と構成割合

		総数	0～4歳	5～9歳	10～14歳	15～17歳
45年10月		93,800人	14,000	25,600	33,400	20,900
(構成比)		(100.0%)	(14.9)	(27.3)	(35.6)	(22.3)
62年2月		92,500人	12,400	26,800	31,900	21,400
(構成比)		(100.0%)	(13.4)	(29.0)	(34.5)	(23.1)
62年 / 45年		98.6%	88.6	104.7	95.5	102.2
62年 2月 内訳	視覚障害	5,800人 (100.0)	800 (13.8)	1,800 (31.0)	2,700 (46.6)	400 (6.9)
	聴覚・言語障害	13,600 (100.0)	1,900 (14.0)	4,300 (31.6)	5,800 (42.6)	1,600 (11.8)
	肢体不自由	53,300 (100.0)	5,800 (10.9)	13,600 (25.5)	18,300 (34.3)	15,600 (29.3)
	内部障害	19,800 (100.0)	3,900 (19.7)	7,000 (35.4)	5,100 (25.8)	3,800 (19.2)
	重複障害(再計)	6,600 (100.0)	400 (6.1)	1,200 (18.2)	2,700 (40.9)	2,300 (34.8)

資料：厚生省児童家庭局「身体障害児実態調査」

3) 精神薄弱児(者)

第IV-3-7表 精神薄弱児(者)に対する療育手帳の交付台帳登載数

第IV-3-7表 精神薄弱児(者)に対する療育手帳の交付台帳登載数

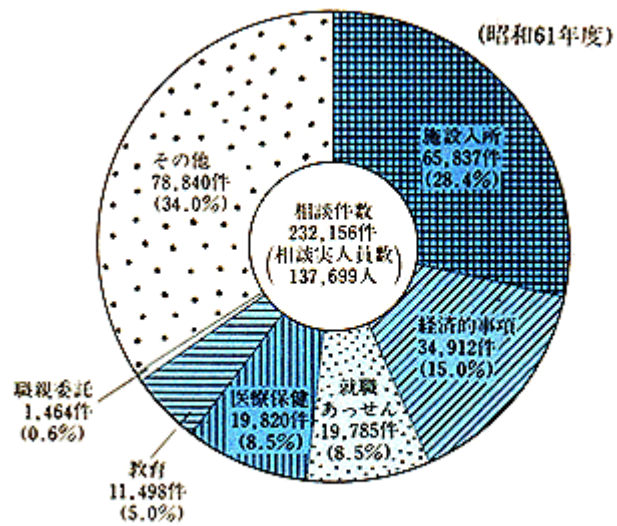
(昭和61年度末現在)

	総数	18歳未満	18歳以上
総数	315,502	113,870	201,632
A(重度)	159,754	59,028	100,726
B(中程度)	155,748	54,842	100,906

資料：厚生省統計情報部「社会福祉行政業務報告」

第IV-3-8図 福祉事務所における精神薄弱者相談の相談内容別取扱件数

第IV-3-8図 福祉事務所における精神薄弱者相談の相談内容別取扱件数



資料：厚生省統計情報部「社会福祉行政業務報告」

第2編

第1部 制度の概要及び基礎統計

IV 社会福祉

3 心身障害者福祉

(3) 特別児童扶養手当

(3) 特別児童扶養手当

目 的	精神又は身体に障害を有する児童について特別児童扶養手当を支給することにより児童の福祉の増進を図る。							
受 給 者	20歳未満で精神又は身体に中程度以上の障害を有する児童を家庭で監護、養育している父母又はその他の者							
手当額(月額) (昭和62年4月～)	1級(重度)	41,100円						
	2級(中度)	27,400円						
所 得 制 限	受給者の前年の年収579.2万円未満(4人世帯)							
支 給 方 法	受給資格者の申請に基づき、都道府県知事が認定し、国が郵便局を通じて年3回(4月、8月、12月)支払う。							
支 給 状 況 (昭和61年度末)	支給対象児童数	128,558人						
	障害種別	<table border="0"> <tr> <td>精神薄弱</td> <td>64,828人</td> </tr> <tr> <td>身体障害</td> <td>57,159人</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>6,571人</td> </tr> </table>	精神薄弱	64,828人	身体障害	57,159人	その他	6,571人
精神薄弱	64,828人							
身体障害	57,159人							
その他	6,571人							

第2編

第1部 制度の概要及び基礎統計

IV 社会福祉

3 心身障害者福祉

(4) 特別障害者手当

(4) 特別障害者手当

目的	特別障害者に対して、所得保障の一環として重度の障害のため必要となる特別の負担の軽減の一助として手当を支給することにより特別障害者の福祉の向上を図る。
支給対象者	精神又は身体に重度の障害を有するため日常生活において常時特別の介護を必要とする状態にある在宅の20歳以上の者
手当額（月額）	20,900円
所得制限	受給資格者の前年の収入 370 万円（2人世帯） 扶養義務者等の前年の収入 876 万円（6人世帯）
支給方法	受給資格者の申請に基づき、都道府県知事、市長又は福祉事務所を管理する町村長が認定し、金融機関等を通じて年4回（2月、5月、8月、11月）支払う。

第2編

第1部 制度の概要及び基礎統計

IV 社会福祉

3 心身障害者福祉

(5) 障害児福祉手当

(5) 障害児福祉手当

目的	重度障害児に対して、その障害のため必要となる特別の負担の軽減の一助として手当を支給することにより重度障害児の福祉の向上を図る。
支給対象者	精神又は身体に重度の障害を有するため日常生活において常時の介護を必要とする状態にある在宅の20歳未満の者
手当額（月額）	11,650円
所得制限	受給資格者の前年の収入 370 万円（2人世帯） 扶養義務者等の前年の収入 876 万円（6人世帯）
支給方法	特別障害者手当と同じ

第2編

第1部 制度の概要及び基礎統計

IV 社会福祉

3 心身障害者福祉

(6) 経過的福祉手当

(6) 経過的福祉手当

目 的	重度障害者に対して、その障害のため必要となる特別の負担の軽減の一助として手当を支給することにより重度障害者の福祉の向上を図る。
支 給 対 象 者	20歳以上の従来福祉手当の支給資格者のうち、特別障害者手当の支給に該当せず、かつ、障害基礎年金も支給されないもの。
手 当 額 (月 額)	11,650円
所 得 制 限	受給資格者の前年の収入 370 万円 (2人世帯) 扶養義務者等の前年の収入 876 万円 (6人世帯)
支 給 方 法	特別障害者手当と同じ

第2編

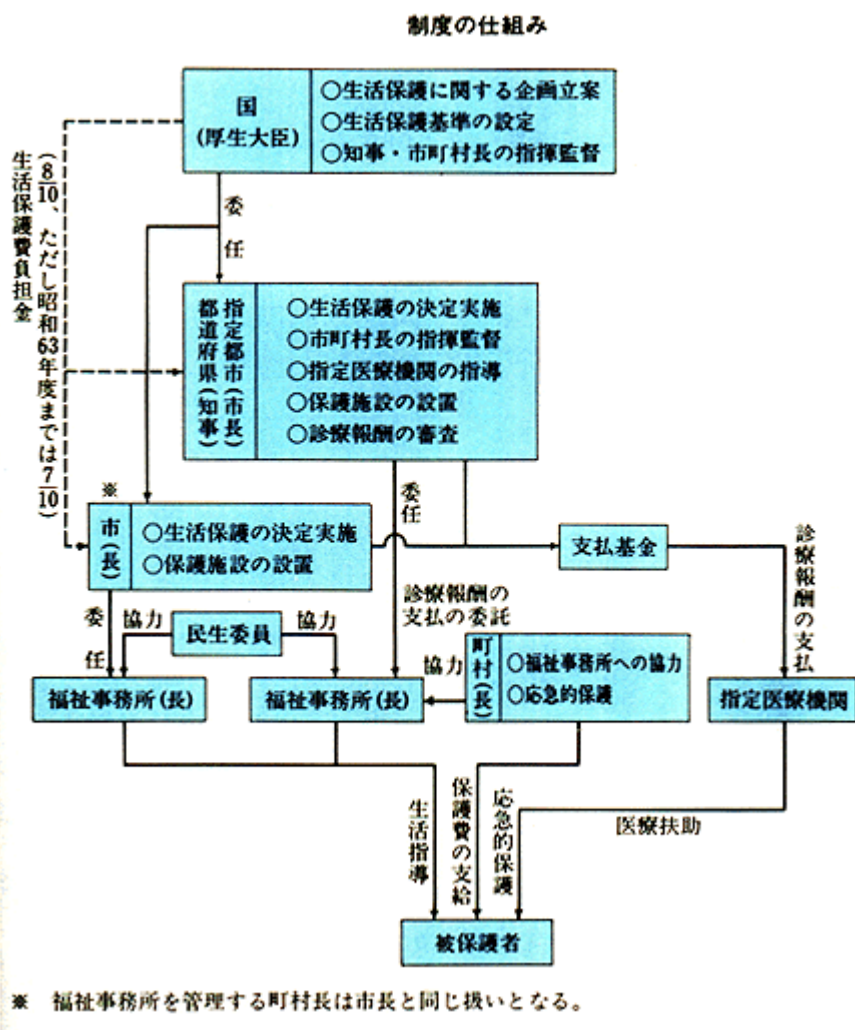
第1部 制度の概要及び基礎統計

IV 社会福祉

4 生活保護

生活保護制度は、憲法第25条の理念に基づき、何らかの原因で生活困窮に陥り自分の力では生計を維持できない者に対して、国の責任において健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、併せてその自立を助長することを目的とする制度である。

制度の仕組み



第IV-4-1表 生活扶助基準額の年次推移(夫婦子2人世帯・1級地)

第IV-4-1表 生活扶助基準額の年次推移(夫婦子2人世帯・1級地)

実施年度	基準額	対前年度比	消費支出の格差(1人当たり)	
			被保護勤労者世帯(全国) 一般勤労者世帯	(参考)東京都被保護勤労者世帯 東京都一般勤労者世帯
昭和35年度	8,914円	—%	—%	38.0%
40	18,204	112.0	—	50.2
45	34,137	114.0	54.6	51.3
50	74,952	123.5	55.8	57.9
55	124,173	108.6	63.6	59.1
56	134,976	108.7	65.3	59.4
57	143,345	106.2	66.7	61.2
58	148,649	103.7	66.4	62.3
59	152,960	102.9	67.1	62.4
60	157,396	102.9	67.6	62.7
61	160,387	101.9	68.6	62.8
62	162,988	101.6	—	—

資料：厚生省社会局調べ(各年度4月1日の数値)

(注) 1. 夫婦子2人世帯とは、35歳男・30歳女・9歳子・4歳子で構成されている世帯である。

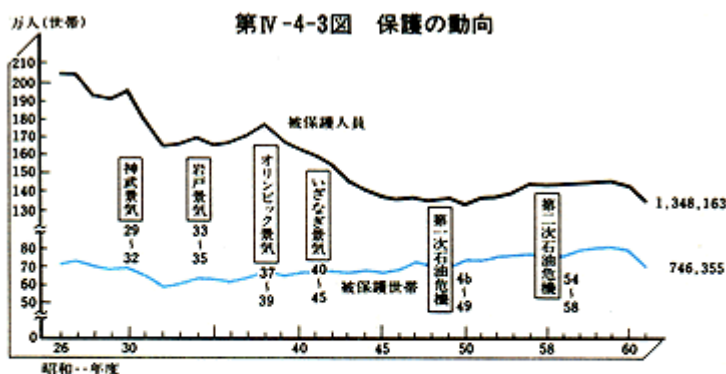
2. 被保護勤労者世帯とは、常用勤労、日雇労働の世帯をいい、被保護労働者世帯とは日雇労働、家内労働の世帯をいう。

第IV-4-2表 世帯類型別生活扶助基準月額(62年度・1級地1)

第IV-4-2表 世帯類型別生活扶助基準月額(62年度・1級地1)

世帯類型	老人単身世帯 (70歳女)	老人2人世帯 (72歳男, 67歳女)	母子3人世帯 (30歳女, 9歳子, 4歳子)
基準額	78,477円	112,661円	147,745円

第IV-4-3図 保護の動向



資料：厚生省統計情報部「社会福祉行政業務報告」

(注) 昭和61年度の1か月平均扶助別人員は次のとおりである。

(単位：万人)

被保護人員	生活扶助	住宅扶助	教育扶助	医療扶助	その他の扶助
135	120	93	23	87	0.4

第2編

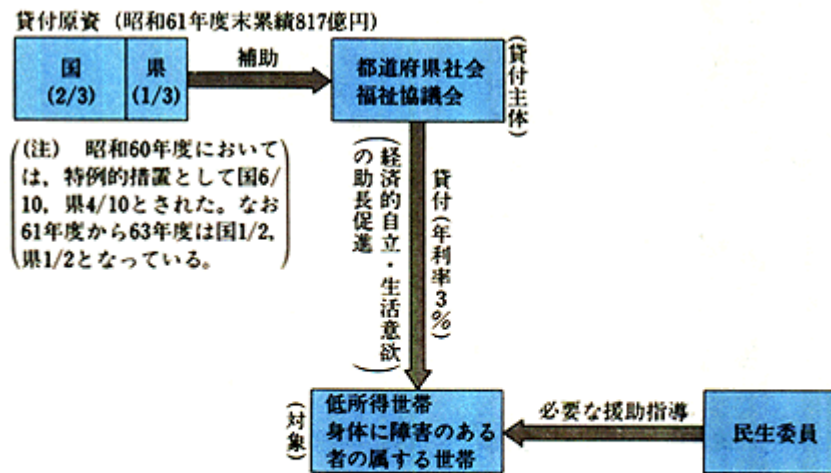
第1部 制度の概要及び基礎統計

IV 社会福祉

5 その他の社会福祉

(1) 世帯更生資金貸付制度

世帯更生資金貸付制度は、低所得世帯等に対し、資金の貸付けと民生委員等が必要な援助指導を行うことにより、その経済的自立と生活意欲の助長促進を図り、安定した生活を営ませようとする制度である。



(注) 貸付金は、生業を営むための生業費、住宅の改修等に必要な資金等8種類に分かれ、各々貸付限度額、据置期間及び償還期限が定められている。(貸付利率年3%)また、昭和61年度の貸付実績は160億8千万円となっている。

第IV-5-1表 貸付条件及び貸付実績(例)

第IV-5-1表 貸付条件及び貸付実績 (例)

	貸付条件 (昭和62年度)			貸付実績 (昭和61年度 貸付金額)
	貸付限度額	据置期間	償還期限	
更生資金	生業費 (特別) 円以内 1,800,000	1年	7年	3,884百万円
住宅資金	1,000,000 (特別 1,500,000)	6月	6年	3,388百万円
修学資金	修学費高校 月22,000	6月	20年	4,473百万円

資料：厚生省社会局調べ

第2編

第1部 制度の概要及び基礎統計

IV 社会福祉

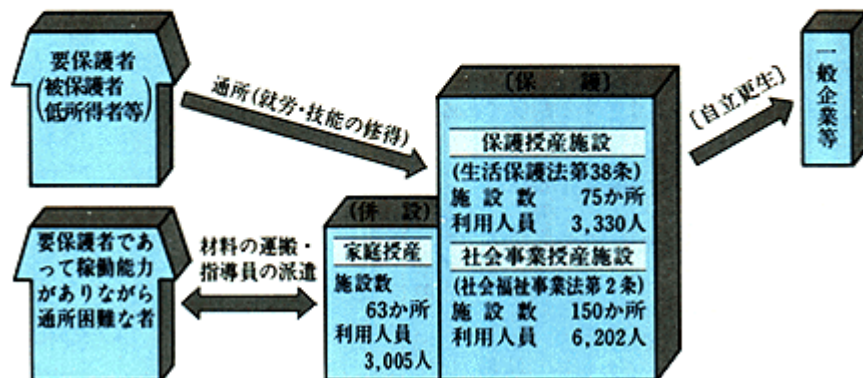
5 その他の社会福祉

(2) 授産施設

授産施設は、身体上若しくは精神上の理由又は家庭上の事情により就業能力の限られている要保護者に対して、就労又は技能の修得のために必要な機会を与えて、その自立を助長することを目的とする施設である。

(2) 授産施設

授産施設は、身体上若しくは精神上の理由又は家庭上の事情により就業能力の限られている要保護者に対して、就労又は技能の修得のために必要な機会を与えて、その自立を助長することを目的とする施設である。 (昭和61年10月1日現在)



第2編

第1部 制度の概要及び基礎統計

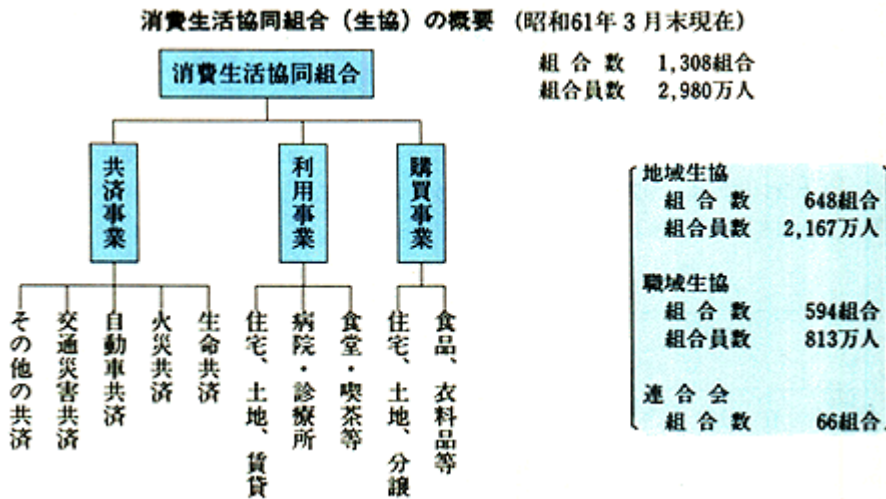
IV 社会福祉

5 その他の社会福祉

(3) 消費生活協同組合

消費生活協同組合(生協)は、一定の地域又は職域を活動区域として、消費者自らがその生活の文化的、経済的改善向上を図るため自発的に組織する協同組織体である。

消費生活協同組合(生協)の概要



生協については、「消費生活協同組合資金の貸付に関する法律」に基づく設備資金の貸付け等の措置が講じられているほか、農業協同組合等の他の協同組合等と同様に、税制上、法人税率の軽減等の各種の優遇措置が講じられている。

第IV-5-2表 生協の組合数等の推移

第IV-5-2表 生協の組合数等の推移

	組合数 (連合会を含む)	組合員数	供給事業 年間供給高	利用事業 年間利用高	共済事業 共済掛金額
昭和55年度	1,335	2,317万人	1兆 877億円	1,471億円	1,080億円
56	1,320	2,393	1兆2,210	1,648	1,304
57	1,308	2,514	1兆3,102	1,851	1,573
58	1,299	2,672	1兆4,528	1,925	1,760
59	1,318	2,837	1兆6,170	1,963	2,255
60	1,308	2,980	1兆8,052	2,096	2,690

資料：消費生活協同組合「消費生活協同組合(連合会)実態調査」

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

第2編

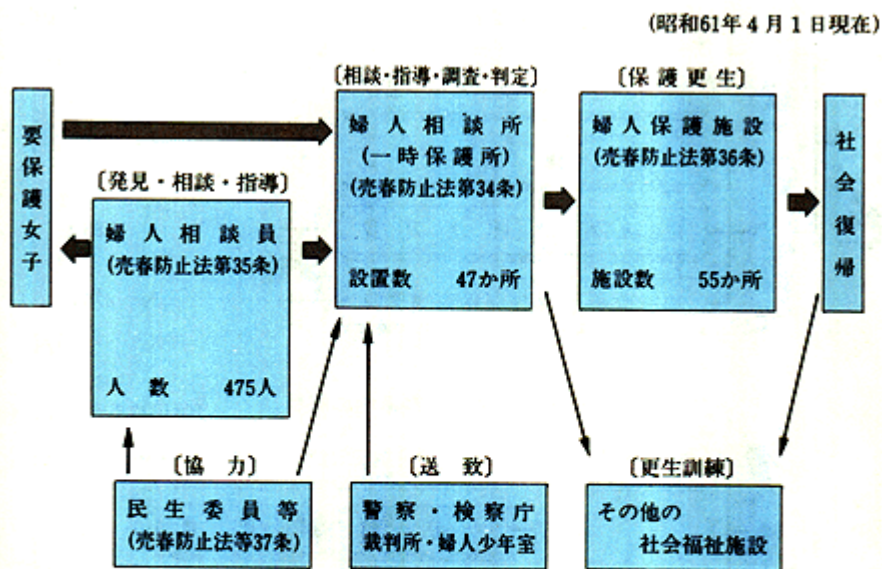
第1部 制度の概要及び基礎統計

IV 社会福祉

5 その他の社会福祉

(4) 婦人保護事業

売春防止法による要保護女子(性行又は環境に照して売春を行うおそれのある女子)の保護更生に関する業務は、婦人相談所、婦人相談員及び婦人保護施設などが中心となって実施している。



(注) 昭和61年度中に婦人相談員、婦人相談所が相談を受付けた要保護女子は72,392人であり、その相談経路別状況は、本人自身の来所によるものが70.6%でもっとも多く、次いで社会福祉関係機関からの送致が15.0%となっており、警察・法務関係からの送致は2.2%となっている。

第2編

第1部 制度の概要及び基礎統計

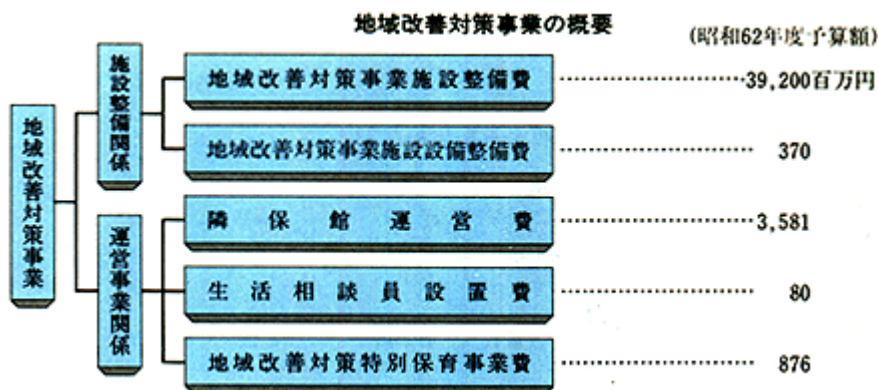
IV 社会福祉

5 その他の社会福祉

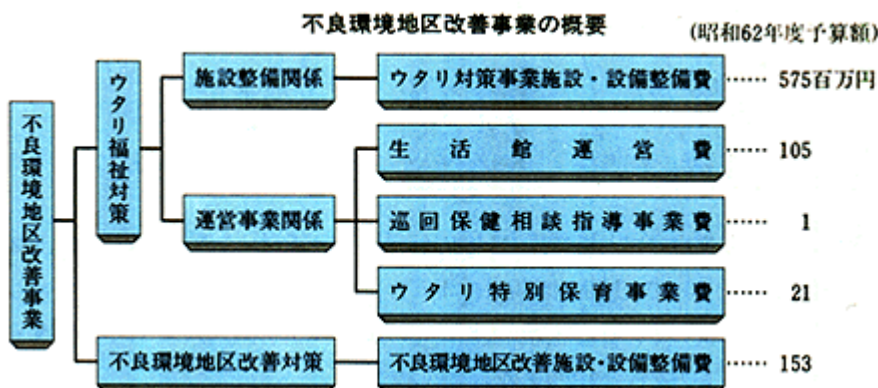
(5) 地方改善事業

地域改善対策対象地域及び不良環境地区(北海道のウタリ集落,産炭地並びに漁村スラム等)の環境改善を図るため厚生省はこれらの地域における生活環境の施設整備及び福祉の向上等の推進に努めている。地域改善対策については,「地域改善対策特別措置法(57年法律第16号)」の失効に伴い,過去18年間にわたる特別法に基づく対策の成果等を踏まえ基本的見直しを行い,昭和62年度以降見込まれる事業について可能な限り一般対策へ移行させるとともに特に必要な事業の円滑な実施を図るため「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(62年法律第22号)」が昭和62年4月1日から5年間の最終期限立法として制定され,同法に基づき地域改善対策事業の推進が図られているところである。

地域改善対策事業の概要



不良環境地区改善事業の概要



(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

第2編

第1部 制度の概要及び基礎統計

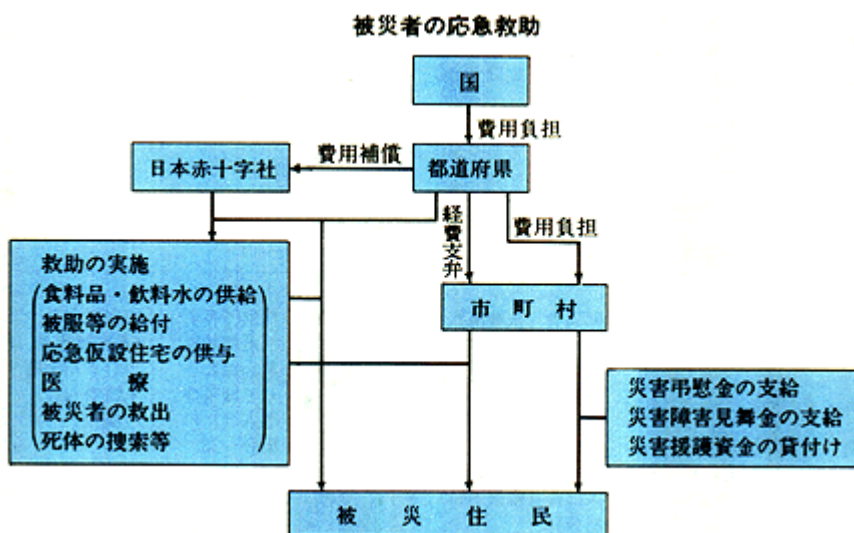
IV 社会福祉

5 その他の社会福祉

(6) 災害救助等

災害救助法は、一定規模以上の災害が発生した場合、被災者の保護と社会秩序の保全を図ることを目的としており、国が地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力の下に応急救助を実施するものである。

被災者の応急救助



第IV-5-3表 災害救助法適用災害(昭和61年度)

第IV-5-3表 災害救助法適用災害(昭和61年度)

災害救助法適用年月日	災害の種類	都道府県名	適用市町村数				人的被害(人)			住家の被害(世帯)							
			市	区	町	村	計	死者	行方不明	負傷	計	全壊流出	半壊	一部破損	床上浸水	床下浸水	計
61.7.10	集中豪雨	鹿児島県	1			1	18		15	33	69	37	113	299	748	1,266	
8.5	台風10号	東京都		1		1							609	4,550	5,159		
8.5	・	栃木県			3	3	4	1	59	64	26	74	1,116	936	2,170		
8.5	・	埼玉県	1			1							1,173	10,734	11,907		
8.5	・	茨城県	5		9	14	1		1	2	6	13	12	6,225	4,851	11,107	
8.8	・	千葉県	1			1			4	4	7	2	8	2,000	4,293	6,310	
8.5	・	宮城県	6		5	11	2		7	9	59	184	824	8,680	15,852	25,599	
8.5	・	福島県	5		2	7	2		2	4	10	22	11	4,986	5,888	10,917	
11.21	火山噴火	東京都		1		1											
			19	1	20	0	40	27	1	88	116	177	332	966	25,088	47,852	74,435

資料：厚生省社会局調べ

第2編

第1部 制度の概要及び基礎統計

IV 社会福祉

5 その他の社会福祉

(7) 老人,障害者等に関する所得控除

(7) 老人,障害者等に関する所得控除

(昭和63年)

	所得控除	所得控除額	
		国税(所得税)	地方税(住民税)
老人関係	I 本人が老人である場合 ○老年者控除(65歳以上,合計所得金額1,000万円以下の者)	50	48 (63年度分までは24)
	II 扶養親族等が老人である場合 ○老人配偶者控除 (控除対象配偶者のうち70歳以上でかつ障害者に該当しない者)	39	29
	○老人扶養控除 (扶養親族のうち70歳以上でかつ障害者に該当しない者)	39	29
	○同居老親等扶養控除 (老人扶養親族が本人又はその配偶者の直系尊属でかつ同居している場合)	7	4
障害者関係	○障害者控除 (本人,控除対象配偶者,扶養親族のいずれかが障害者である場合)	25 (特別障害者(重度障害者,ねたきり・痴呆性老人等)の場合 33)	24 (特別障害者(重度障害者,ねたきり・痴呆性老人等)の場合 26)
	○同居特別障害者扶養控除 (控除対象配偶者又は扶養親族が特別障害者であり,かつ同居している場合)	14	8
母子家庭等関係	○寡婦控除 (次の場合のいずれかに該当し,老年者に該当しない者) (i)夫と死別し,若しくは離婚した後婚姻をしていない者で扶養親族又は合計所得金額が基礎控除額相当の金額(33万円)以下の子を有する場合 (ii)夫と死別した後婚姻をしていない者で合計所得金額300万円以下の場合)	25	24
	○寡夫控除 (妻と死別若しくは離婚した後婚姻をしていない者で,合計所得金額が基礎控除額相当の金額以下の子を有し,かつ合計所得金額が300万円以下の場合)	25	24

- (注) 1. 「控除対象配偶者(扶養親族)」とは,生計を一にする配偶者(親族)のうち,その所得の全部が給与所得等である者で,その合計所得金額が33万円以下であるもの等一定の要件に該当する者である。
2. 老親と同居する者については,老人扶養控除及び同居老親等扶養控除が適用される。
3. 特別障害者と同居する者については,扶養控除(国税33万円,地方税28万円),特別障害者控除及び同居特別障害者扶養控除が適用され,控除の合計額は国税80万円,地方税62万円となる。

第2編

第1部 制度の概要及び基礎統計

IV 社会福祉

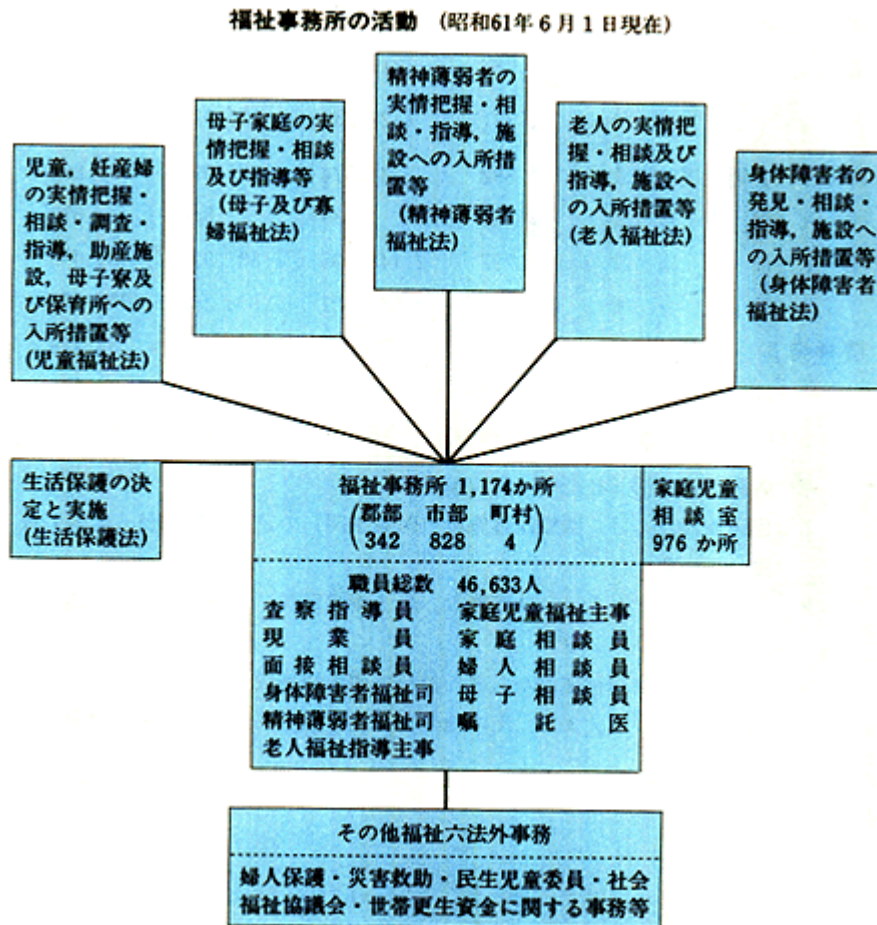
6 社会福祉の実施体制

(1) 福祉事務所

福祉事務所は、いわゆる福祉六法に定める援護、育成又は更生の措置に関する業務をはじめ、広く社会福祉全般にかかわる事務を行う第一線の総合的な社会福祉行政機関である。

社会福祉事業法により、都道府県、市及び特別区はその設置が義務付けられ、町村は任意設置とされている。

福祉事務所の活動



第2編

第1部 制度の概要及び基礎統計

IV 社会福祉

6 社会福祉の実施体制

(2) 社会福祉施設

社会福祉施設とは、老人、児童、心身障害者等の社会生活を営む上で様々なハンディキャップを負っている人々を援護する目的で設置されている施設の総称である。

第IV-6-1表 社会福祉施設の状況(昭和61年10月1日現在)

第IV-6-1表 社会福祉施設の状況(昭和61年10月1日現在)

(単位：か所、人)

	施設数	定員	現在員	従事者数
総数	48,366	2,577,788	2,278,429	558,665
保護施設	350	22,300	21,688	6,118
老人福祉施設	4,787	212,885	208,471	92,666
うち特別養護老人ホーム	(1,731)	(127,233)	(126,332)	(61,110)
身体障害者更生援護施設	892	34,874	31,093	19,862
婦人保護施設	55	1,889	846	578
児童福祉施設	33,297	2,148,505	1,887,925	382,058
うち保育所	(22,879)	(2,049,821)	(1,808,303)	(305,560)
精神薄弱者援護施設	1,221	72,085	70,355	33,210
母子福祉施設	88	.	.	565
その他の社会福祉施設	7,676	85,250	58,051	23,608

資料：厚生省統計情報部「社会福祉施設調査」

- (注) 1. 保護施設からは、医療保護施設(医療機関)の定員、現在員、従事者数は除いている。
2. 児童福祉施設からは、助産施設、母子寮の定員、現在員及び助産施設の従事者数は除いている。
3. その他の社会福祉施設からは、無料低額診療施設の定員、現在員、従事者数は除いている。また、その他の社会福祉施設には、へき地保育所を含んでいる。

第2編

第1部 制度の概要及び基礎統計

IV 社会福祉

6 社会福祉の実施体制

(3) 民間社会福祉活動

1) 民生委員

民生委員は、地域住民の福祉向上のための相談、指導、調査等の自主的な活動や福祉事務所等の関係行政機関への協力活動を行う民間奉仕者である。民生委員は、豊かな人生経験と熱意を持った人々の中から、3年の任期で厚生大臣が委嘱することになっている。また、民生委員は児童委員をも兼ねている。

第IV-6-2表 民生委員・活動日数・訪問回数の推移

	改 選 民 生 委 員		活動日数 (日)	訪問回数 (件)
	総 数	男 女		
昭和49年度	(161,612)156,475	102,378 54,097	8,066,982	11,223,074
52	(164,983)163,396	103,533 59,863	10,235,807	13,331,933
55	(169,161)167,716	102,718 64,998	12,352,525	16,217,331
58	(174,065)173,033	103,455 69,578	13,972,346	17,921,395
61	(179,061)177,906	104,113 73,793	15,718,647	19,826,908

資料：厚生省社会局調べ

(注) 改選民生委員総数欄のカッコ書きは改選定数であり、右側は各年度12月1日時点の改選数である。

第IV-6-3表 民生委員の活動状況(昭和61年度)

第IV-6-3表 民生委員の活動状況(昭和61年度)

調査・証明事務 関係 件数	総	数	14,229,964
	調	査	3,585,240
	証	明	1,254,772
	施設, 団体, 公的機関との連絡	事務	3,932,332
	諸会合, 行事への参加		5,457,620
相談指導 件数	総	数	19,091,516
	家族の	問題	1,438,380
	住居の	問題	615,097
	健康の	問題	5,366,211
	仕事の	問題	778,549
	事故・災害		169,970
	生活費の	問題	1,847,983
	年金・保険の	問題	666,065
	生活環境の	問題	1,159,973
	そ	の他	7,049,288

資料：厚生省統計情報部「社会福祉行政業務報告」

2) 社会福祉協議会

社会福祉協議会は、地域住民及び公私の社会福祉事業関係者によって構成され、その地域社会における社会福祉活動の相互連絡、総合調整や組織化、効率化を促進することによって、住民の福祉を増進することを目的とする民間の自主的な組織であり、地域福祉を指導する上で重要な役割を担っている。

社会福祉協議会の概要

社会福祉協議会の概要

(昭和62年度)

<p>全国社会福祉協議会 (都道府県社協, 社会福祉関係中央団体等により組織) (1か所) 職員数118人</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○都道府県社協の指導・連絡 ○関係機関・団体の連絡調整 ○社会福祉に関する企画・調査・連絡・広報 ○全国ボランティア活動振興センターの運営 ○社会福祉研修センターの運営 ○民生委員活動の推進 ○国際協力
<p>都道府県社会福祉協議会 (市区町村社協, 社会福祉関係団体, 社会福祉施設等により組織) (57か所) 職員数2,461人</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○市町村社協活動の指導・連絡 ○関係機関・団体の連絡調整 ○社会福祉に関する企画・調査・連絡・広報 ○都道府県ボランティア活動指導センターの運営 ○地域福祉モデル地区事業の推進 ○福祉施設近代化の推進 ○世帯更生資金制度の運営 ○福祉基金等の運営 ○共同募金への協力
<p>市区町村社会福祉協議会 (市区町村内の住民組織, 社会福祉関係団体等により組織) (3,362か所) 職員数17,110人</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○関係機関・団体の連絡調整 ○社会福祉に関する企画・調査・研究・広報 ○市町村ボランティアセンターの運営 ○福祉ボランティアの町づくり事業の実施 ○福祉教育等の推進 ○在宅福祉サービスの推進 ○心配ごと相談所の運営 ○高齢者能力開発情報センターの運営 ○社会福祉センターの運営 ○社会福祉施設機能の地域開放の促進 ○世帯更生資金等の貸付 ○福祉基金等の運営 ○共同募金への協力

(注) か所数, 職員数は昭和62年4月1日現在

第2編

第1部 制度の概要及び基礎統計

IV 社会福祉

6 社会福祉の実施体制

(4) 社会福祉・医療事業団(社会福祉関係)

社会福祉・医療事業団は、社会福祉事業施設の設置等に必要な資金の融通その他社会福祉事業に関する必要な助成、社会福祉施設職員退職手当共済制度の運営、心身障害者扶養保険事業の実施、病院、診療所等の設置等に必要な資金の融通並びに社会福祉事業施設及び病院、診療所等に関する経営指導を行い、もって社会福祉の増進並びに医療の普及及び向上を図ることを目的として、昭和60年1月1日に社会福祉事業振興会と医療金融公庫を統合してできた特殊法人である。

1) 福祉貸付制度

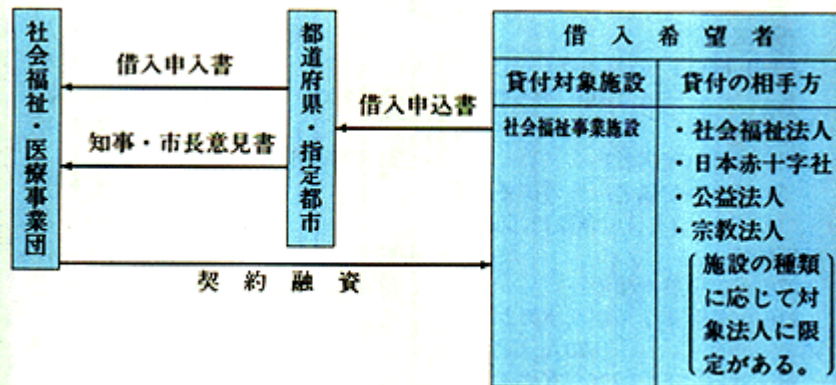
社会福祉法人等に対する社会福祉施設の設置、整備又は、経営に必要な資金の長期・低利での貸付制度で、61年度の貸付件数は437件、貸付金額は289億円である。

2) 退職手当共済事業

民間社会福祉施設の職員が退職した場合に、社会福祉施設職員退職手当共済法に基づき、退職手当金を支給する制度で、61年度の給付人員は21,510人、給付金額は156億円である。

3) 心身障害者扶養保険事業

道府県・指定都市で実施されている心身障害者扶養共済制度で、その地方公共団体が加入者に対して負う共済責任を、事業団が各地方公共団体と保険契約を締結する保険事業であり、61年度の年金給付人員は11,487人、年金額は28億円である。



(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare